

事業者が取り扱う個人情報に関する香取広域市町村圏事務組合
個人情報保護条例施行規則

平成 27 年 7 月 6 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、事業者が取り扱う個人情報について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（平成 27 年香取広域市町村圏事務組合条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業者の自主的対応のための指導助言)

第 2 条 条例第 55 条の規定による事業者に対する指導及び助言は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 個人情報の収集に関する事項
- (2) 個人情報の適正な管理に関する事項
- (3) 個人情報の利用及び提供に関する事項
- (4) 個人情報の開示等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項

(事業者への説明又は資料提出の要求及び是正の勧告)

第 3 条 条例第 56 条の規定により事業者に対して説明又は資料の提出を求める場合及び条例第 57 条の規定により事業者に対して是正の勧告をする場合は、その理由その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

(事実の公表)

第 4 条 条例第 58 条の規定による事実の公表は、香取広域市町村圏事務組合告示規則（平成 18 年香取広域市町村圏事務組合規則第 9 号）第 2 条に規定する掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

(意見の聴取の方法)

第 5 条 事業者は、条例第 58 条の規定により意見を述べようとするときは、意見書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があ

ると管理者が認めるときは、口頭により行うことができる。

- 2 前項ただし書の規定により口頭による意見の聴取を行う場合には、当該事業者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。